

契約問題

問 融雪剤購入契約の最大の問題点は

答 行政、業者とも問題があった



小林 英雄議員

【契約変更】

問 契約と異なる製品の提案も、受け入れも問題だと思えます。何のための契約かということになるからです。本当に必要だったら、決められた手順できちんと契約の変更を行うべきだったと考えます。

村長 「決められた手順で、契約変更の手続きを行うべきだった」については、ご指摘のとおりだと思います。行政の最大の問題点は、購



凍結防止剤散布車

入契約における事務手続きに仕様がなないなど多くの適切でない点があったことと、環境にやさしい凍結防止剤を散布することに對する認識と知識が欠如していたことだと思います。

業者としての問題点については、変更を提案した際、書面によらず口答で行うとともに、品質等を証明する書類や、製品のサンプルを、示さなかったことだと考えています。

【事後処理】

問 山田工務店に対する指名停止の理由と根拠条文を説明して下さい。

村長 凍結防止剤購入に関して見積依頼時に示した「低塩化物有機酸系」と指定した製品が、結果として異なる製品で納入されたことは不適切な行為であることから、2ヶ月間の指名停止処分を行ないました。根拠条文は、建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領、別表第1の3によります。

問 山田工務店に対する損害賠償の根拠条文と、

算定基礎を説明して下さい。また、支払った公金の返還請求はすべきではないですか。

村長 損害賠償請求した根拠は、民法第415条の定めによります。算定基礎は、契約不履行により発生する損害として、契約解除後に購入した塩化カルシウムとAタイプとの購入差額分7万5075円と、村が実施した、契約の適正履行を確認するために要した各種の分析試験費用31万0400円の合計額です。Cタイプは、融雪効果も得られており、特に不利益はなかったと判断し、代金返還を請求する予定はありません。

問 Cタイプの実物が確認されていないなど、まだ全容が解明されたとは思えません。更なる解明に努め、諸規則に基づく適正な事務執行を求めますが、

村長 再三説明してきました。